

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)
地域名 (地域内農業集落名)	登世島地区 (尾登、上小島、下小島、西林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

尾登:高齢化による担い手不足であるが、それぞれの農家ができる範囲で耕作しており、耕作が難しい農地は保全管理を行っている。5年程度は現状維持が可能である。

上小島:中規模担い手農家を中心に耕作が行われており、水田は概ね耕作されているが、畑地は遊休農地になっている箇所が増えている。地理的条件により農業水利の確保に苦慮している。

下小島:農事組合法人の設立に併せ水田は集積・集約化が進んでいるが、畑地は遊休農地が増えている。地理的条件により農業水利の確保に苦慮している。

西林:地区内に農業の担い手がおらず、畑地の遊休農地化が進んでいる。

上小島・下小島地区は尾野本地区と一部水利を共用しており登世島・尾野本地区を合わせ、広域的な農業用水利用の効率化を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の担い手の連携を進め、農地の集約化を図っていく。
- ・担い手の確保について検討していくとともに、所有者や農業者の意向に基づく農地の集積を進める。
- ・西会津町農業公社等の関係機関と連携し、農地の保全管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	172.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	172.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進め遊休農地化を防ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者不在の農地については担い手や農地所有者の意向を考慮し、農地中間管理機構を活用して、利用できる農地から段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組む予定無し。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JA、西会津町農業公社等の関係機関と連携し、地域に経営体を呼び込む取組みを行う。また、自治区としても経営体へ必要な支援を行い地域全体で多様な経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
保全管理については、西会津町農業公社等と連携して取り組んでいく。また、耕作についても、任せられる作業等は農業支援サービス事業者へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の被害発生状況に応じ団地ごとに電気柵等で、鳥獣被害防止を図る。
 ⑦耕作が困難になっても周囲の農地へ影響がない様に農地の保全管理を継続する。
 ⑩地区内の農業用水利用について、近年の少雨等による水不足に対応するため、利用者の適正利用を徹底していく。